

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和2年6月17日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1900076 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2000001 号

第 1 結論

請求者のA社における平成 23 年 9 月 1 日から平成 24 年 1 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 23 年 9 月から同年 12 月までの標準報酬月額については 26 万円から 28 万円とする。

平成 23 年 9 月から同年 12 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 23 年 9 月から同年 12 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 9 月 1 日から平成 24 年 1 月 1 日まで

私が、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額が 28 万円であるべきところ、26 万円と記録されていることが分かった。その後、標準報酬月額が 28 万円に記録訂正されているものの、当該記録は、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) となっている。

調査の上、請求期間の標準報酬月額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る 2011 年 (平成 23 年) 1 月から 2012 年 (平成 24 年) 2 月までの賃金台帳 (写) 及びB健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳 (ハードコピー) により、請求者は、請求期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる期間において、オンライン記録における請求期間の標準報酬月額 (26 万円) を超える標準報酬月額 (28 万円) に相当する報酬月額の支払を受け、請求期間において当該標準報酬月額 (28 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 23 年 9 月から同年 12 月までの期間について、請求者の請求内容どおりの厚生

年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、当該期間について、年金事務所から提出のあったA社に係る平成23年7月25日付けの健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（写）により確認できる請求者の標準報酬月額は、厚生年金保険の記録における訂正前の標準報酬月額と一致していることから、事業主から報酬月額を訂正前の標準報酬月額に見合う額として厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の平成23年9月から同年12月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1900114号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2000003号

第1 結論

請求者のA社における平成18年9月1日から平成27年12月29日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。

請求期間の標準報酬月額については、平成18年9月から平成19年8月までは9万8,000円から26万円、同年9月から平成20年8月までは9万8,000円から30万円、同年9月から平成22年8月までは9万8,000円から26万円、同年9月から平成23年8月までは9万8,000円から28万円、同年9月から平成24年8月までは9万8,000円から26万円、同年9月から平成25年8月までは9万8,000円から24万円、同年9月から平成26年8月までは9万8,000円から26万円、同年9月から平成27年11月までは9万8,000円から24万円とする。

平成18年9月から平成27年11月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年9月1日から平成27年12月29日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、9万8,000円となっており、当時、支給されていた給与額よりも低く記録されている。

A社に勤務していた当時の給料支払明細書(写)を提出するので、調査の上、請求期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う標準報酬月額として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社における請求期間に係る給料支払明細書(写)、事業主の回答及び日本年金機構の回答により、請求者は、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える標準報酬月額に相当する報酬月額の支払を受けていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険

給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間の標準報酬月額決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、当該認定額がオンライン記録を上回る場合である。

したがって、上記給料支払明細書（写）において、請求者の平成18年9月から平成27年11月までの期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を上回るものの、事業主が源泉控除していたと認められる請求者の当該期間に係る厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（9万8,000円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

以上のことから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められないものの、請求者のA社における平成18年9月から平成27年11月までの期間に係る標準報酬月額を、平成18年9月から平成19年8月までの期間については26万円、同年9月から平成20年8月までの期間については30万円、同年9月から平成22年8月までの期間については26万円、同年9月から平成23年8月までの期間については28万円、同年9月から平成24年8月までの期間については26万円、同年9月から平成25年8月までの期間については24万円、同年9月から平成26年8月までの期間については26万円、同年9月から平成27年11月までの期間については24万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1900116号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2000002号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(厚生年金保険の適用事業所名称は、「B社」)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年4月から平成2年4月まで

私は、請求期間において、A事業所に在籍し、同事業所が経営していた複数の店舗で勤務し、約9万8,000円の給与の支払を受けていたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、A事業所に在籍していた旨主張しているところ、雇用保険の加入記録によると、請求者は、請求期間のうち、昭和59年4月1日から昭和62年7月2日までの期間において、B社(商業登記簿謄本によると、平成元年12月6日にC社の組織を変更し設立)に勤務していたことが確認できる。

また、B社の事業主及び複数の元従業員は、期間は特定できないが、請求者が正社員として同社に勤務していた旨回答又は陳述している。

しかしながら、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険に適用事業所として加入したのは、平成6年7月1日であり、請求期間において同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、適用事業所検索システム及びオンライン記録において、請求期間に、請求者が請求書に記載している「A事業所」(所在地:D市E地区)という厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、B社の事業主は、同社が厚生年金保険に適用事業所として加入したのは平成6年7月であり、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していないと回答している。

さらに、B社の複数の元従業員は、平成6年7月1日より前に、自身が勤務していた期間において、給与から厚生年金保険料を控除されたことはない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1900120号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2000004号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和36年6月から昭和37年4月23日まで
② 昭和41年10月31日から同年11月1日まで

昭和36年6月頃から昭和37年7月までA社に勤務していたが、同社に勤務した期間のうち、請求期間①の厚生年金保険の被保険者記録がない。

B社に昭和41年10月31日まで継続して勤務していたが、請求期間②の厚生年金保険の被保険者記録がない。

調査の上、請求期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、昭和36年6月頃から昭和37年7月までA社に勤務していたと主張している。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、請求期間①当時の事業主は、所在が確認できないため照会することができず、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社において厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚に照会を行ったが、請求者の請求期間①に係る勤務について具体的な回答及び陳述を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、請求者は、B社に昭和41年10月31日まで継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、請求期間②当時の事業主も既に亡くなっていることから、照会を行うことができず、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社において事業所別被保険者名簿に厚生年金保険被保険者として記録のある複数の同僚に照会を行ったが、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料控除について具体的な回答又は陳述を得ることができない。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿において、請求者の資格喪失年月日は昭和41年10月31日と記載され、オンライン記録と一致している上、遡及して訂正されるなど不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。